

諮問庁：検事総長

諮問日：平成29年8月22日（平成29年（行情）諮問第335号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第385号）

事件名：特定日に証人尋問公判に出廷した特定個人に旅費として支払われた金額が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定地A在住の特定個人が特定年月日A特定裁判所で行われた証人尋問公判に出廷した際に、特定個人に旅費として支払われた金額の記載された文書で、貴庁が作成もしくは保有するもの。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月21日付け名地企発第27号により名古屋地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、処分庁が作成もしくは保有するものを開示せよ（原処分を取り消せ。）。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 処分庁は行政文書の存否の回答が、証人として出廷しているか否かという、個人に関する情報のうち法5条1号に該当する情報開示となるため、という理由で不開示とした。

イ しかしながら、公開法廷への出廷というのは、私的行為ではなく公的行為であり、かつ傍聴人のいる面前で宣誓をして証言をした以上、出廷した事実は公知の事実であるから、出廷したか否かの情報は保護される情報に該当しない。

ウ よって、法5条1号にも法8条にも該当せず、不開示とする理由がない。

（2）意見書

ア 検察官が公開法廷で明らかにした情報にもとづく請求であること

（ア）「特定個人」について

処分庁および諮問庁は、特定個人の情報であることを不開示の理由としているが、特定年月日Aに先立つ、特定年月日Bの公判廷に

において、多数の傍聴人がいる中で処分庁所属検察官が氏名を明らかにした上で証人請求していたものであるから、処分庁・諮問庁の主張には理由がない（なお、氏名のみでは個人を特定できない。）。

(イ) 出廷したかどうかについて

特定年月日Aの証人尋問は、多数の傍聴人がいる中で行われたものであり、かつ、公開法廷への出廷という行為は、本人が公の場に出ること（及び証言すること）などを事前に同意して行われたものであるから、公的行為となり、保護すべき個人情報に当たらない。

イ 開示請求で開示されるべき（請求している）情報の範囲

申立人の請求では、「金額」のみを求めている。

したがって、開示された書面・文書中に、個人名は不要である。

すなわち、開示文書中には金額のみ存在するか、個人名があったとしてもその部分を除くことができ、法6条を適用し開示対象となる。

ウ 公務員の職務遂行に係る情報に該当すること

刑事裁判で出廷した証人において、検察請求証人であって、かつ、遠隔地から出廷してその旅費を自費でもつということは社会通念上考えられず、公費から支払われる（給付されている）と考えることが相当である。この際、支払いをするのは公務員の職務である。

特定個人は公判廷の証言の中で、特定地Aから直接出廷したのではなく、前日まで仕事で特定地Bに滞在し、その足で特定裁判所に移動した、と述べている。

この場合、特定個人自身の仕事である特定地Aから特定地Bまでの旅費については、公判に出廷するための旅費として支払われるべきものでないことは明らかである。

よって、出廷旅費を支払う公務員が特定個人に対して、どのような支払いを行ったか、という公務員の職務遂行に係る情報に本件は該当するものであり、公費が適切に執行されているかどうかを確認するために必要な請求である。

また、特定個人自身、証言中に、特定地C（庁）の仕事をしていると述べていたことからすれば、公人の出張旅費の扱いが適正かどうかを確認するための情報に該当する

この点でも、単なる私人と区別すべきである。

エ 人の財産保護のため開示が必要であること

本件裁判は刑事裁判であり、申立人はその被告人である。

刑事訴訟法181条では、被告人に訴訟費用を負担させる（させなければならぬ）ことが定められ、刑事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という。）2条でその訴訟費用の範囲が定められているところ、その中に証人の旅費が含まれている。

諮問庁は、理由説明書の中で「何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは言えない」と主張しているが、申立人と「何人」とは区別されなければならない、申立人には特段の事情があり、被告人に対し不当な費用を負担させるべき行為（国家公務員（検察）が、出廷に関係しない費用であったり、架空となる費用を証人に旅費として給付し、その旅費をそのまま刑事被告人に請求する行為）を処分庁が行っていたか確認する必要があるものである。

不当な費用負担があるのであれば損害賠償請求等により、申立人の財産を保護されなければならない、本件は、申立人に対しては公にすることが必要であると認められる情報である。

よって、法5条1号ただし書き口に規定する情報に該当する。

オ 出廷・証言行為をする者がみなし公務員と解されること

費用法2条では、証人等に日当を支給する記載があり、同法4条では、その額についても記載がある。国から日当を受けるということは、国の仕事を遂行したということであり、出廷の往復途上と出廷中は国家公務員に該当する地位にある、ということである。

このことからすれば、特定個人が出廷と関係のないところで民間人であったとしても、出廷の往復途上と出廷中においてはみなし公務員であったと解され、公務員の職務遂行に係る情報に該当するものである。

カ 結論

以上述べたとおり、本件開示請求は、人の財産保護のために開示が必要であり、他方、処分庁の保護すべきとする情報は既に公開法廷で明らかにされた情報ばかりで理由がなく、法6条を適用することも可能であり、公務に該当するものでもあることから、すみやかに開示されるべきである。

なお、特定個人が特定公判期日の証人尋問法廷に出廷した事実を示すものとして、証拠等関係カードを同封する。

（添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は、処分庁に対してなされたものであり、「特定地A在住の特定個人が特定年月日A特定裁判所で行われた証人尋問公判に出廷した際、特定個人に旅費として支払われた金額の記載された書面で、名古屋地方検察庁が作成もしくは保有するもの」を対象としたものである。

（2）処分庁の決定

処分庁は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が証人として出廷しているかという情報を公にすることになり、法5条1号の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、存否応答拒否とする不開示決定（原処分）を行った。

2 諮問庁の判断及び理由

(1) 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、不開示決定を取り消し、開示決定することを求めているところ、原処分を維持することが妥当であると認めたので、不開示決定の妥当性について、以下のとおり理由を述べる。

(2) 本件開示請求に係る存否情報について

本件開示請求は、特定の個人が特定日に特定裁判所で行われた証人尋問公判に出廷した際、旅費として支払われた金額の記載された文書の請求であるところ、このような開示請求に対して対象文書の存否を答えることにより、特定の個人が特定日に特定裁判所で行われた証人尋問公判に出廷し、旅費の支払を受けたか否かが明らかになる。

(3) 不開示情報該当性について

特定の個人が特定日に特定裁判所で行われた証人尋問公判に出廷し、旅費の支払を受けたか否かという情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

なお、法5条1号ただし書該当性について、刑事裁判は公開の法廷で行われるものであるが、そのことをもって、刑事裁判の情報が公にされている又は、公にすることが予定されているとするものではない。

特定の個人の特定日に特定裁判所で行われた証人尋問公判に出廷し、旅費の支払を受けたか否かという情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは言えないほか、公務員の職務遂行に係る情報に該当するとも認められないため、法5条1号ただし書イ、ロ及びハに規定する情報には該当しない。

3 結論

以上のとおり、本件不開示決定については、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報が明らかになることから、法8条により存否応答拒否とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年10月26日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月17日 審議
- ⑤ 同年12月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に該当する不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件開示請求は、特定個人を特定した上で、特定個人が特定日に特定裁判所で行われた証人尋問のための公判への出廷の際に、特定個人に旅費として支払われた金額の記載された文書の開示を求めるものであるから、その存否を答えるだけで、当該特定個人が上記の公判に証人として出廷した事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなると認められる。

(2) そして、本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるところ、これは、同号ただし書イの法令により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) なお、審査請求人は、特定個人が公開法廷に出廷した事実は公知の事実であるから、出廷したか否かの情報は保護される情報に該当しない旨主張するが、裁判の公開は裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者に関する情報が開披されることがあるとしても、このことをもって、直ちに、情報公開手続において、一般的に公表することが許されているものと解する根拠となるものではないから、上記の審査請求人の主張は採用できない。

(4) したがって、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史